

## 吸収分割に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

2021 年 10 月 14 日

株式会社関西スーパーマーケット

2021年10月14日

吸収分割に係る事前開示書類  
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)

兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号  
株式会社関西スーパーマーケット  
代表取締役 福谷 耕治 ⑩

株式会社関西スーパーマーケット（以下「甲」といいます。）及びKS分割準備株式会社（以下「乙」といいます。）は、2021年9月30日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2022年2月1日として、甲がその営む一切の事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

別紙1に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

本吸収分割は、完全親子会社間において行われるため、本吸収分割に際して、株式の割当てその他の対価の交付は行いません。乙は、甲の完全子会社であり、甲がその発行済株式の全てを保有していることから、かかる取扱いは相当と考えております。

3. 会社法第758条第8号に関する事項（会社法施行規則第183条第2号）

該当事項はありません。

4. 本吸収分割に際して吸収分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第4号）

(1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表（同号イ）

別紙2に記載のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

- (3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

① 中間配当

甲は、2022 年 3 月期に係る中間配当として、2021 年 9 月 30 日を基準日とする 1 株当たり 8 円の剰余金の配当を行うことを予定しております。

② 株式交換

甲は、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の完全子会社であるイズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシス（エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社、イズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスを総称して「H2O グループ」といいます。）との間でそれぞれ 2021 年 8 月 31 日付で締結した各株式交換契約に基づき、2021 年 12 月 1 日を効力発生日として、甲を株式交換完全親会社とし、イズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

なお、本株式交換は、甲と H2O グループとの経営統合のために行われるものであり、2021 年 10 月 29 日に開催予定の甲の臨時株主総会において承認を受けた上で、2021 年 12 月 1 日を効力発生日として実施される予定です。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割株式会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割株式会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 甲の債務の履行の見込みについて

甲の 2021 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 51,753,630 千円及び 19,221,640 千円であるところ、本吸収分割によって甲が乙に承継させる予定の資産及び負債の見込額は、2021 年 3 月 31 日現在の簿価でそれぞれ 51,678,168 千円及び 18,417,045 千円です。

甲において、2021 年 3 月 31 日から本書面作成日現在に至るまで、上記 6 で記載した事項以外に資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日に至るまで、資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じない見込みです。なお、本株式交換において、甲が交付する交換対価は全て甲の普通株式とすることが予定されています。したがって、上記 6 で記載した事項を考慮しても、甲においては、本吸収分割の効力発生日以後も資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれています。

また、本吸収分割の効力発生日以後において、甲が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における甲の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 乙の債務（甲が本吸収分割により乙に承継させるものに限る。）の履行の見込みについて

乙は、2021年9月22日に設立され、その成立の日の乙の貸借対照表における資産の額は100百万円、負債の額は0円であるところ、本吸収分割によって乙が甲から承継する予定の資産及び負債の見込額は、2021年3月31日現在の簿価でそれぞれ51,678,168千円及び18,417,045千円であり、本吸収分割後も、乙の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

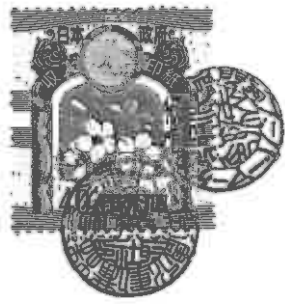
また、本吸収分割の効力発生日以後において、乙が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における乙の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

別紙 1 (吸収分割契約書)

次頁以降をご参照ください。



## 吸収分割契約書

株式会社関西スーパーマーケット（以下「甲」という。）及びKS分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、2021年9月30日、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。



### 第1条（吸収分割の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲がその営む一切の事業（以下「本事業」という。）に関して有する第3条第1項所定の権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本吸収分割」という。）。

### 第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

#### (1) 甲：吸収分割会社

（商号）株式会社関西スーパーマーケット（但し、本効力発生日（第6条において定義される。以下同じ。）付で「株式会社関西フードマーケット」に商号変更予定。）

（住所）兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号

#### (2) 乙：吸収分割承継会社

（商号）KS分割準備株式会社（但し、本効力発生日付で「株式会社関西スーパーマーケット」に商号変更予定。）

（住所）兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号

### 第3条（権利義務の承継）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙記載のとおりとする。
2. 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。



### 第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、金銭等を交付しない。

### 第5条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金は増加しない。

### 第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2022年2月1日とする。但し、本吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

#### 第7条（株主総会決議）

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する甲の株主総会決議を求める。
2. 乙は、会社法第796条第1項本文の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。

#### 第8条（競業禁止）

甲は、乙が承継する本事業について、会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わないものとする。

#### 第9条（その他の組織再編）

甲及び乙は、甲がイズミヤ株式会社（住所：大阪府大阪市西成区花園南一丁目4番4号。以下「イズミヤ」という。）及び株式会社阪急オアシス（住所：大阪府大阪市北区角田町8番7号。以下「阪急オアシス」という。）との間で、それぞれ、2021年12月1日を効力発生日として、甲を株式交換完全親会社、イズミヤ及び阪急オアシスのそれぞれを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」と総称する。）を行う予定であることを確認する。

#### 第10条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合、甲及び乙は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第11条（本吸収分割及び本契約の効力）

1. 本吸収分割は、本効力発生日において、本株式交換がいずれも効力を生じていることを条件として、その効力を生じるものとする。
2. 本契約は、本効力発生日の前日までに、第7条第1項に定める甲の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、本吸収分割の実行に際して効力発生前に法令上必要となる関係官庁等の承認等が得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第12条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関連する当事者間の一切の紛争については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審についての専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

..

..



本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2021 年 9 月 30 日

甲： 兵庫県伊丹市中央五丁目 3 番 38 号  
株式会社関西スーパーマーケット  
代表取締役 福谷 耕治 印



乙： 兵庫県伊丹市中央五丁目 3 番 38 号  
KS 分割準備株式会社  
代表取締役 福谷 耕治 印



別紙

### 承継対象権利義務明細

本効力発生日において乙が甲から承継する権利義務は、本効力発生日の直前における次に定める甲の権利義務とする。なお、承継する権利義務等のうち資産及び負債については、2021年3月31日の終了時点の当社の貸借対照表その他同時点の計算を基礎とし、これに本効力発生日までの増減を加除した上で確定する。

#### 1. 資産

本効力発生日の前日の終了時点において存在し、甲が有している本事業に係る一切の資産。但し、次の各号に掲げる資産を除く。

- (1) 現預金 500万円
- (2) 乙、イズミヤ及び阪急オアシスの株式
- (3) 甲の子会社管理業務（乙、イズミヤ及び阪急オアシスの各社の経営等を管理する業務を意味する。以下同じ。）のために専ら使用する資産

#### 2. 債務

本効力発生日の前日の終了時点において存在し、甲が負担している本事業に係る一切の債務のうち、法令上承継が可能なもの。但し、次の各号に掲げる債務を除く。

- (1) 租税債務
- (2) 未払配当金債務
- (3) 本株式交換又は本吸収分割の実行に関して甲の現在又は過去の株主に対して負うこととなる債務
- (4) 甲の子会社管理業務に関連して生じた債務

#### 3. 契約（雇用契約を除く。）

本効力発生日の前日の終了時点において有効に存続し、甲が当事者となっている本事業に係る一切の契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。但し、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 甲の取締役（監査等委員である取締役を含む。）との間で締結した契約
- (2) 甲の会計監査人との間で締結した監査契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (3) 甲の株主名簿管理人との間で締結した株主名簿管理人委託契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (4) 金融機関等との間で締結した甲の株式事務のための契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）

- (5) 甲が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して締結した上場契約及び上場により生ずる業務に関連して締結した契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (6) 甲の役員を対象とする会社役員賠償責任保険その他保険に関する契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (7) 甲の子会社管理業務のために締結した契約
- (8) 乙に承継されない資産及び負債に附帯又は関連する契約

#### 4. 雇用契約及び労働協約

- (1) 本効力発生日の前日の終了時点において本事業に従事する全ての従業員との雇用契約に係る甲の契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。
- (2) 本効力発生日の前日の終了時点において甲が関西スーパー労働組合との間で締結している労働協約のうち、労働組合法第16条に定める基準以外の部分の全て。

#### 5. 許認可等

本効力発生日の前日の終了時点において甲が本事業に関して有する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上本吸収分割により承継することが可能なものの一切。

以上



別紙2（吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容）

（単位：百万円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	100		—
現 金 及 び 預 金	100	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	100
		資 本 金	100
		純 資 産 合 計	100
資 産 合 計	100	負 債 ・ 純 資 産 合 計 額	100